

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和5年12月5日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林田 美代子 君
〃	村上 寿之 君
〃	大貫 千尋 君

欠席委員

なし

出席説明員

教育部長	堀江 正勝 君
市立病院事務局長	木村 成治 君
保健福祉部長	下条 かをる 君
福祉事務所長	堀内 信彦 君
笠間公民館長	横田 繁稔 君
友部公民館長	木村 幸広 君
岩間公民館長	小松崎 慎治 君
笠間公民館主査	綱川 典昭 君
笠間公民館主査	村田 要 君
笠間図書館長	小谷 佐智子 君
友部図書館長	加藤 忠 君
岩間図書館長	菅谷 勉 君
笠間図書館主査	矢作 幸江 君
友部図書館主査	関 真実子 君
岩間図書館主査	臼井 里恵 君
学務課長	稲田 和幸 君
指導室長	持丸 正美 君
学務課長補佐	仁平 秀明 君

学 務 課 G 長	中 澤 信 二 君
学 務 課 G 長	河原井 浩 典 君
学 務 課 G 長	川野邊 祐 子 君
おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室長補佐	豊 田 修 司 君
おいしい給食推進室主査	高 松 慎 一 君
おいしい給食推進室主査	川 嶋 進 君
生涯学習課 長	松 本 浩 行 君
生涯学習課 長 補 佐	山 本 明 子 君
文化振興室 長	柴 田 裕 実 君
生涯学習課 G 長	谷 中 勝 典 君
生涯学習課 主 査	安 斎 岳 美 君
生涯学習課 主 査	竹 江 美 佐 夫 君
経営管理課 長	斎 藤 直 樹 君
経営管理課 主 査	橋 本 太 郎 君
社会福祉課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社会福祉課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
社会福祉課 G 長	角 田 康 博 君
社会福祉課 G 長	青 木 美 穂 子 君
社会福祉課 G 長	伊 勢 山 知 孝 君
子ども福祉課 長	根 本 由 美 君
子ども福祉課 長 補 佐	宮 本 隆 君
ともべ保育所 長	後 藤 尚 美 君
くるす保育所 長	高 野 有 紀 君
子ども福祉課 G 長	安 斎 由 香 君
子ども福祉課 G 長	佐 山 明 君
高齢福祉課 長	金 木 和 子 君
高齢福祉課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
高齢福祉課 G 長	増 渕 由 美 子 君
高齢福祉課 G 長	金 久 保 純 子 君
地域包括支援センター 長	久 保 田 真 智 子 君
地域包括支援センター 長 補 佐	重 原 裕 美 君
地域包括支援センター 主 査	浅 川 啓 子 君
こども育成支援センター 長	深 澤 充 君
こども育成支援センター 課 長 補 佐	中 庭 裕 美 子 君

総合支援コーディネーター	内 田 幸 枝 君
こども育成支援センター主査	矢 野 郁 子 君
保 険 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
保 険 年 金 課 G 長	長谷川 修 君
保 険 年 金 課 G 長	飯 田 弘 子 君
保 険 年 金 課 G 長	久 保 美 智 代 君
健康医療政策課長	山 本 哲 也 君
健康医療政策課長補佐	町 田 富 士 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	糸 屋 明 子 君
健康医療政策課 G 長	浦 井 義 朗 君

出席議会事務局職員

係	長	神 長 利 久
係	長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 5 年 1 2 月 5 日 (火曜日)

午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第85号 財産の譲与について
- ・ 議案第91号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算 (第 5 号)
- ・ 議案第92号 令和 5 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- ・ 議案第93号 令和 5 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第94号 令和 5 年度笠間市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第95号 令和 5 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第96号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計補正予算 (第 3 号)

(2) その他

午前10時00分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては本日の委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

本日、傍聴の依頼を受けておりまして、それを許可しましたので、御了承いただきたいと思っております。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに掲載した資料のとおりであります。また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

○坂本委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。円滑な審議に、御協力をお願いいたします。

それでは審査に入ります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、教育委員会公民館が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、公民館所管分につきまして主なものを、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書45ページ中段を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額は48万3,000円の増額でございます。

初めに、1節報酬79万8,000円につきましては、人事院勧告に基づく給与の改定に伴い、友部・笠間・岩間3公民館で任用しております会計年度任用職員のパート報酬を増額するものでございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料24万6,000円の減につきましては、公民館3館における複合機の賃貸借契約に伴い、リース料が確定したことにより減額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 最初にあった職員の昇給というのは、具体的に今幾らで、幾らになるの。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 ただいまの御質問ですが、パート報酬のほう、単価が違う職員いろいろいるのですけれども、主なもので言いますと時給964円から1,040円という増額になっております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 それは、国が今、指標している率から言うと、増やしているのか。上昇率、パーセント。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 約でございますけれども、8%ぐらい増額になっております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 要するに一般的な話を聞くと、正職員だよね、役場の試験を受けて入ったと方とパートの人の年間の給与所得に差があり過ぎるのではないかという意見が、一般市民からあります。それは、学校を卒業して試験を受けて正式に採用が決定してやっている方と、途中から採用された方で差があるのは確かなのですが、やっている内容は同じなのだというのです、仕事のやっている内容は。

ということは、パート職員の方は、正職員の能力を自分よりはるかに違うのだなという理解があるのか、ないのかという正職員の資質の問題も問われる部分だとは思いますが、今、国が進めていて、結局は景気を回復すると、欧米から比べると日本人の給与所得は上昇も含めて非常に低いという部分の中で、できる範囲の中で、結局職員の方の待遇改善を考えてください。答えは結構です。

○坂本委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館の小谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、図書館所管分につきまして主なものを、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書45ページの最下欄を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、補正額は979万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10節需用費、修繕料220万2,000円の増は、笠間図書館の防火シャッターについて県からは是正勧告があったため、修繕するための費用185万5,000円と、友部図書館のエレベーターの主ロープ取替工事のため、34万7,000円を増額するものでございます。

46ページをお開きください。

2段目の14節工事請負費、施設整備工事費672万8,000円の増は、友部図書館におきまして老朽化により故障した空調機の更新費用478万5,000円と、同じく老朽化により故障した笠間図書館の防犯カメラの更新費用194万3,000円でございます。

議案書7ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正の下から3段目の9款教育費、5項社会教育費、笠間図書館防火設備改修事業、同じく防犯設備更新事業、友部図書館事務室空調更新事業につきましては、議会承認後、契約事務を進めると契約時期が2月下旬となり、部品の調達準備等に要する期間によっては年度内の工事完了が難しいことが想定されるため、繰越しを行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 先ほど説明があった45ページでしたっけ、修繕費の件でお伺いします。

修繕費で、県からの何か指摘があったみたいな話をされましたけれども、県から指摘されるまでの状況なんていうのは、どのぐらい図書館で把握していましたか。その辺お伺いします。

○坂本委員長 小谷館長。

○小谷笠間図書館長 防火設備の定期検査は年に1回行っておりまして、今年の検査を8月31日に行ったのですが、その結果、10月10日に県の建築指導課のほうから、定期検査報告のあった内容の防火設備について防火シャッター等が完全に閉鎖しないということで、利用者の避難上、改善の緊急性が特に高い項目ということで、早急に是正に従い修繕してくださいという勧告がございましたため、補正で対応させていただいております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 去年までの、結局そのシャッターの状態とか、そのような部分に対しては、どのようにお考えになっていましたか。これは、工事しなくちゃならないものは直さなきゃならないものかとか、ここで県に言われる前に直さなくちゃならないとか、そういうことは、去年もお考えはあったのですか。

○坂本委員長 小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 去年につきましては指摘はなかったので、今年の検査による指摘でございました。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 でも、そういうものって指摘される前に気がつくものとは。

○坂本委員長 小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 年に1回の定期点検のときに分かるものなので、ふだんはシャッターとか下ろさない、火災が起きない限りは下ろさないので、年に1回の点検を実施しております。

○村上寿之委員 4回になってしまうけれども、言って大丈夫ですか。

○坂本委員長 大丈夫です。

村上委員。

○村上寿之委員 4回目になってしまって申し訳ないのですけれども、非常にやっぱりそういう防災関係も結局兼ねたシャッターだと思うのです。そういうのがやはり点検されないということは、あまり私的にはよくないと思うのです。年に1回か2回ぐらいはちゃんと確認して状況を把握しておくことも、やはり何かあったときのために非常に大切なのかなというふうに思うので、その辺は今後いろいろそういう、例えばこのシャッターばかりではなく、いろいろなものがあると思うのです。シャッターのほかに年間何も確認しなかったようなこと、それがいざ例えば大地震が起きたときとか、大災害が起きちゃったなん

ていう場合に何もできなかったなんていうことがあっては困るので、県の指摘がある前に、何かチェックはしておいたほうがいいのかなどというふうに思うのです。なので、その辺も注意してやっていただければいいのかなどというようにことを言いたいのです。

なので、すみませんがその辺気をつけてやっていただければ。答弁は結構ですので、よろしくをお願いします。

○小谷笠間図書館長 分かりました。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今、村上委員からも指摘があったと思うのですが、要するに年に1回しか点検しないというようなことだから分からなかったという答弁に聞こえるのですが、基本的には人間も健康体の方でも年に1回は健康診断を事業所等でやると思うのですが、それ以前に自分で異常を考えたとき、基本的には電気系統とかそういうことが主になってきますから、震度3ぐらいの微弱な地震があったとか、例えば要するに強風が吹いたとかというときには、やはり危機管理というのですか、不特定多数のお客さんが市民をはじめ来るわけですから、その人の安全と安心を守る義務が、基本的には図書館を運営したり、図書館で働いている職員の方には必然的にあるわけです。

それが原因で、不備が原因で、極端な話、瓦屋根なのだから何屋根なのだから分からないけれども、大風が吹いて、要するに屋根の部材が一部破損していて、次の大風のときにその屋根が飛んでしまう。それが、歩行者または駐車場にいる人に当たって死亡してしまう。その場合の責任は、基本的に誰が負うことになりますか。

○坂本委員長 小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 管理者としての、市のほうが責任を負う立場になると思いますが、その前に施設の管理者である私にも責任があると思います。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 だから、常に危機管理、今、問題になっているのは、通常では考えられないものが起きるので、やはり朝、館長が例えば出勤したら一回りするとか、誰か代わりに一回りするとか、そういう保守点検というわけじゃないけれども、必要だと思います。私は正直言って、その被害者に役場でお金を払う採決には反対します。そこに勤めている人らが割り勘で出してもらいたい、そのぐらいの責任感が必要だと思うのです。基本的には勤めている方は、申し訳ないけれども、最終的には見舞金は館長になれば出さなくちゃならないかもしれないけれども、ほとんど自分個人の費用弁償はなくて、役場の税金から費用弁償するような形になると思うので、危機管理ということに対して、図書館ばかりじゃないですけども、図書館を例にしてひとつお願いしておきます。

○小谷笠間図書館長 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長稲田和幸君。

○稲田学務課長 学務課の稲田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の学務課所管の補正予算につきまして主なものを御説明いたします。

16ページをお開きください。

歳入になります。

上段の15款国庫支出金、1項国庫負担金、6目教育費国庫補助金32万2,000円の増額は、特別支援教育就学費補助金及び要保護生徒補助金の認定実績に基づく扶助費の支出額増に伴う国庫補助金の増になります。

続きまして、43ページをお開きください。

歳出になります。

上段の9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金補助及び交付金315万8,000円の増は、指導主事5名の給与改定に伴い、負担金が増となるものでございます。

続きまして、中段の2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の修繕料884万9,000円は、岩間第三小学校の受水槽配管や友部小学校の電気設備の修繕と、来年度、岩間第一小学校に水戸特別支援学校から転入学する児童のために、校舎階段に手すりを設置するものでございます。

次に、その下の14節工事請負費79万4,000円の増は、岩間第三小学校の校長室の空調機故障のため、更新工事を行うものでございます。

続きまして、その下の2目教育振興費、17節備品購入費4,008万2,000円の増は、今年度に小学校の教科用図書の採択替えが行われたことから、令和6年度から令和9年度までの4年間に教職員が使用する教科書や指導書を購入するものでございます。

続きまして、その下の19節扶助費89万1,000円の増は、歳入でも御説明いたしましたが、認定実績による増額となっております。

続きまして、44ページをお開きください。

上から3段目の3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費434万円の増は、笠間中学校の電気設備修繕と緊急時の修繕料となっております。

続きまして、その下の14節工事請負費118万8,000円の増は、友部中学校の職員室の空調機故障のため、更新工事を行うものでございます。

次に、2目教育振興費、17節備品購入費33万3,000円の増は、小学校の教科用図書の採択替えに伴いまして、中学校の特別支援学級で教員が使用いたします小学6年生用の教科書と指導書を購入するものでございます。

次に、その下の19節扶助費176万7,000円の増は、小学校費と同じく、認定実績による増額となっております。

次に、7ページへお戻りください。

繰越明許費の補正でございます。

5段目の友部小学校電気設備整備事業から7段目の笠間中学校電気整備事業までですが、年度内の事業完了が見込めないことから、予算を翌年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

上から2番目の学校訪問看護事業業務委託から小中学校尿検査業務委託、その下の小中学校健康診断検査業務委託につきましては、令和6年度当初から業務を行う必要があるため、債務負担行為を設定し、本年度内に契約行為を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

続いて、おいしい給食推進室長石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 それでは、おいしい給食推進室関係の議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。

43ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、燃料費の86万円は、友部地区小学校5校のLPガス料金単価増等に伴う増額となります。

続きまして、47ページをお開きください。

下段になります。9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、1節報酬、パート報酬7万9,000円及び3節職員手当等パート期末手当1万5,000円は、給与改定に伴います増額となるものでございます。

続きまして、48ページをお開きください。

10節需用費、修繕料95万9,000円は、笠間センターの蒸気ボイラーの修繕及びLPガス遮断弁コントローラー交換となります。

その下、賄材料費94万3,000円は、東京食肉市場豚枝肉共励会で最上位となる名誉賞及び農林水産大臣賞を受賞した市内の畜産業者の豚肉を、全校に提供するものでございます。

その下、13節使用料及び賃借料、コピー使用料24万6,000円の減は、コピー機の事業費確定によるものでございます。

その下、17節備品購入費、備品購入費57万1,000円は、冷蔵庫の故障に伴い、新たに購入するものとなります。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 前段の学校関係の中で、4年間の一般職員の教科書の何とかで1,000万円の予算というのがあったよね。

○稲田学務課長 はい、4,000万円。

○大貫千尋委員 4,000万円、それは4年間ですか。

○坂本委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 こちらは、令和6年度から令和9年度までの4年間の先生方が使う教科書及び指導書となってございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 1年間の予算の中で、4年分出しちゃう。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田学務課長 今年度採択が行われまして、来年度、令和6年度から一斉に先生方全員の教科書が替わるということですので、来年度当初にはもう先生方に新しい教科書と指導書を配付する必要があるでございますので。

○坂本委員長 確認ですが、これは令和6年度から令和9年度までの教科書改訂が行われない期間の教科書の使用ということであって、4年分をお金が発生しているということではないという確認でよろしいでしょうか。

○稲田学務課長 そうです。

○坂本委員長 今年度、来年度から使う分をまとめて購入するのに補正が必要だという説

明でよろしいですか。

○稲田学務課長 はい。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうすると、教員に支給するのは1回でしょ。教科書が改訂するわけだから。それを4年間使うわけ。

暫時休憩してくれますか。

○坂本委員長 ここで暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○坂本委員長 では、休憩を取戻し会議を再開いたしたいと思います。

ほかに質問はありますでしょうか。

村上委員。

○村上寿之委員 さっきの給食の話です。48ページ、豚肉を子どもたちに食べさせたという話のことで質問します。市内の農家の豚肉が優良な豚肉、優勝したみたいなお話を聞きましたけれども、それって笠間市の養豚業者ってそんなにないと思うのですけれども、笠間市の養豚業者のどこの、名前を言っちゃっても大丈夫なのですか、それは。駄目だったら構わないですけれども。

○坂本委員長 石井室長。

○石井おいしい給食推進室長 岩間地区にあります成田畜産が、受賞した業者でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それ結局、なぜその豚肉を子どもたちに食べさせようという考え方になって、いい豚肉だからこれだけ結局かかっちゃうのでしょうか、何でそういうのを食べさせようと思ったのですか。

○坂本委員長 石井室長。

○石井おいしい給食推進室長 先般、11月24日に「笠間の日献立」という笠間市産の食材を使った給食を提供しました。その中で、実は成田畜産から全校生徒に対しまして無償で提供いただきました。これは受賞したということで、そういった意味も込めて全校生徒に無償で出そうと。それも金額に換算すると100万円近い金額のものです。これを無償提供いただきまして、それだけの好意をいただいたということありますので、引き続きこういった縁を切らさずに、子どもたちに評判よかったので、また次も提供するという流れになります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 1回無償提供していただいて、子どもたちの評価がよかった、結局子ど

もたちの評価がよかったということを知ったわけですが、子どもたちの評価がよかったから、またこうやって補正で、豚肉を今度は成田畜産のものを食べさせてあげようという市の考え方ですね。結局2回目ということですね、これ。子どもたちに豚肉を食べさせるということが。

○坂本委員長 石井室長。

○石井おいしい給食推進室長 2回目になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 ありがとうございます。地場産のやはり食材を子どもたちにこうやって提供するというはすごくいいことだと思うので、どんどん地場産のものがそうやって給食に提供されるということが出来るような環境づくりを、もっとつくってください。いい取組だなというふうに思いました。

○坂本委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長松本浩行君。

○松本生涯学習課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)のうち、生涯学習課所管分は、まず歳入の補正でございます。

17ページを御覧ください。

中ほどです。18款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金のふるさとづくり寄附金（中学校駅伝大会）100万円は、ふるさと納税型クラウドファンディングの目標額を補正しようとするもので、これは使い道をより具体的にプロジェクト化し、全国の共感した方から寄附を募るとともに、プロジェクトそのものの周知を同時に図ることができるものです。今回、第61回を数える中学駅伝大会の運営を目的としたプロジェクトを立ち上げ、11月1日から12月31日まで寄附を募っておりまして、現時点の寄附額は47件101万6,000円と、目標額100万円を超えております。

次に、歳出の補正のうち、主なものを御説明申し上げます。

46ページを御覧ください。

7目文化財保護費でございますが、12節委託料の立木伐採委託料は、石寺地区の住民が管理する重要文化財の仏像を保管する収蔵庫の直近にある巨木の枝葉が保存管理の支障となるため、強剪定をするもので、老朽状況調査は、富田家住宅の古民家としてのコンディションや床下の状況、伝統工法の耐震性などを調査し、今後の活用や国庫補助申請の基礎資料とするものです。

次の18節負担金補助及び交付金は減額でございますが、笠間稻荷神社本殿の保存修理工事において修理が必要な部分が想定より少なかったことなどにより、工事費が減額したためでございます。

次に、6項保健体育費の1目保健体育総務費の補正は、次の47ページを御覧ください。

12節委託料のうち、イベント委託料は、台湾の小学生6名と指導者2名を招待して来月1月に実施する市内小学生とのスナックゴルフ交流事業における航空運賃などの物価高騰分のほか、今後の円滑な交流を促進するため、今回の事業に対し台湾で調整に御尽力いただいた台湾ゴルフ協会の副理事長と台北市ゴルフ協会の会長を追加でお招きするため、補正しようとするものでございます。

なお、事業費の財源としましては、約2分の1がt o t o助成金事業として助成され、また台湾側も合計40万円の負担金を了承しております。

その下、エチオピア交流事業委託料は、市長と教育長、担当職員2名がホストタウンであるエチオピアへ渡航して実施する交流事業に要する経費で、内容は、現在実施しているWay of Hope Projectで寄附されたランニンググッズや、スケートボードの寄贈式典や、在日エチオピア大使から提案のあるアセラ地域との連携協定締結に向けた現地視察、エチオピア政府関係者との協議及び現地での通訳などに係るもので、財源の一部として市長会から50万円の歳入がございました。

次の18節負担金補助及び交付金のマラソン大会補助金は、記録処理業務や会場設営費の物価高騰分のほか、新たに表彰台を設置するなど大会内容の充実を図るため、補正しようとするものでございます。

次に、2目体育施設費の10節需用費の修繕料は、岩間運動広場の漏水修繕などで、14節

工事請負費は、地元要望による旧佐城小や箱田小の支障木伐採が主なものです。

次の17節備品購入費は、市が直営で管理する柿橋グラウンドなど8か所のグラウンド整備の機動力を上げるため、土の表面を雑草とともに薄く削ることが可能で小回りの利くハンマーナイフモアという機械購入経費でございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事務局経営管理課が所管いたします、議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 笠間市立病院斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款病院事業収益に65万3,000円を追加し、総額を9億2,122万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用に793万5,000円を追加し、総額を10億

1,363万5,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入に192万5,000円を追加し、総額を3,319万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出に385万円を追加し、総額を5,644万4,000円とするものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費でございます。

第5条は、他会計からの補助金でございます。

第6条の債務負担行為は、地域医療研修推進事業を令和5年度に契約行為を締結することから、債務負担行為を設定するものでございます。こちらは、筑波大学と協定している事業でございます。医師2名を筑波大学附属病院から派遣いただくものでございます。3年ごとでございます。今回の協定も令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

続きまして、収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益、5目その他医業外収益70万円の増は、笠間市居宅系介護サービス事業所物価高騰支援金及びクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の収入でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費766万円の増は、職員及び会計年度任用職員の人事院勧告に伴う人件費等の補正でございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

第2項医業外費用、4目雑収入27万5,000円の増は、電気自動車購入に伴い、先ほど御説明のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金が支給されたことに伴う一般会計の支出となります。

続きまして、14ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入、第2項出資金、1目出資金192万5,000円の増でございますが、こちらは入院患者の心拍数等を計測しますセントラルモニター購入に対する一般会計からの出資金でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費385万円の増でございますが、こちらはセントラルモニター購入費でございます。

なお、セントラルモニターにつきましては、これまで病棟で使用していたものが故障していたため、買換えを行うものでございます。

以上で議案第96号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願いたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、社会福祉課所管分について主なものを御説明いたします。

15ページをお開き願います。

歳入でございます。

中ほどにあります、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節障害福祉費補助金の27万5,000円は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて

3年に一度の報酬等の改定により、そのシステムの改修費用として国より2分の1の補助がされ、歳入するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

真ん中の表にあります、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の123万7,000円は、亡くなった方の埋火葬を行う者がいない場合や判明しないときには、墓地埋葬法により市町村長が埋火葬を行うこととされておりまして、その後、相続人調査により結果引受人がいない場合に、行旅死亡人の取扱いにおいて埋火葬にかかった費用の全額についてを県に請求するものとして、その歳入分として計上するものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。

歳出でございます。

一番下となります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1ページを送っていただきまして、26ページとなります。中ほどにあります、12節委託料の105万6,000円は、先ほど説明しました墓地、埋火葬法により亡くなった方の埋火葬を行う者がいない場合など、市が埋火葬を行うための費用6名分として計上するものでございます。

次に、すぐ下の14節工事請負費337万円は、地域福祉センターともべの火災受信機、放送設備の更新工事を行うものです。設備が古く、不具合の症状も出てきているという状況もございまして、更新工事を行うものです。また、相談室の空調設備の故障、さらに地域福祉センターいわまの電気設備において、高圧交流負荷開閉器の年次点検で、絶縁抵抗値が基準値から下回っているという状況もございまして、それらの更新工事を行うための費用を計上するものです。

最後に、27ページをお開きください。

2目障害福祉費、12節委託料の55万円は、先ほど歳入でも説明させていただきました、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、令和6年度からの報酬改定により、そのシステムの改修費用として計上するものでございます。

以上で説明を終わりにします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 私の場合は確認です。まず、16ページを開いていただいて、16ページの県の負担金で、支出の県から死亡人取扱費負担金123万7,000円、県から戻ってきたという話と、次に26ページを開いていただいて、同じようにこの12委託料、26ページの105万6,000円を結局支払ったという部分の約20万円の差額というのはどういうことなのか、その部分の確認をしたい。そこだけ教えてください。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 26ページの部分を御覧いただきたいのですが、私のほうも説明不足のところもあるのですが、その上の11番役務費18万1,000円という項目がございます。死体検案書発行手数料、この分を含めて県に請求できるという形になっておりまして、先ほどの105万6,000円と18万1,000円の分を請求しますと、先ほどの16ページに戻る歳入と同額の金額になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 よく分かりました。

○坂本委員長 ほかに。

大貫委員。

○大貫千尋委員 先ほど項目の中に埋火葬という部分が出てきましたが、具体的に説明をしていただくと、どういうことですか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 誰かが亡くなれば、墓地埋葬法という法律に基づいて埋火葬をするのですけれども、その中で埋火葬をする方がいない、いわゆる身寄りがないという言い方になってくるのですけれども、そういった方がいる場合は、もしくは埋火葬をする方が判明しない場合、遺体をそのままにはしておけませんので、そういった場合は市町村長が埋火葬をしなければならないというふうに義務づけされておりまして、今回、先ほどの行旅死亡人の予算については、そういった方が何名か毎年想定されますので、そういった埋火葬に係る費用、葬儀の費用、その分の費用を市のほうで立て替え、支払うというような形になります。それが、最終的には県のほうに請求できるということになっておりまして、そういうようなルールになっております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうしますと、喪主になる人がいない、家族がいない単身で、引取り手がないという場合は市長が代わって火葬するわけですがけれども、今現在の法律では、斎場以外の火葬というものはあるのですか。例えば極端な話、私個人が家族だけで庭で火葬してもらいたいとか言ったら、そういうことは不可能ですよ。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 基本的には斎場とかそういった、今、土葬があるのか、ごめんなさい、あれですけれども、基本的には斎場のほうで火葬するというような形かと思えます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今、お答えは要らないです。後で調べて教えていただきたいのですけれども、日本の法律に基づいて県も市町村も倣わなくてはならない埋葬法は、日本の国では今現在こうしなければならないという法律があれば、後で教えてください。

○瀬谷社会福祉課長 分かりました。

○坂本委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 子ども福祉課の根本です。よろしくお願いいたします。

議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市条例の基準府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、3ページの新旧対照表より御説明申し上げます。

まず、第35条でございます。こちらの特定利用保育とは、3歳以上の保育の必要のない子どもが市内に幼稚園がない場合において、地域における教育体制の整備状況、そのほかの事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限り、保育園にて受ける保育の基準について定めた条項でございます。

第35条第3項の改正内容でございますが、特定教育・保育施設（こども園に限る）が特

別利用保育を提供する場合の基準として、第6条第2項の規定を適用する際の読替規定について、直前で引用する号と同じ号を再度引用する場合は、同号で受けることを原則とする基準府令の改正に準じ、同様に改正し、また不要な読替規定を削除するものでございます。

次に、4ページを御覧願います。

第36条、こちらの特別利用教育とは、小学校に入学する前に集団保育を経験させたいけれども、身近な地域に利用可能な幼稚園がなく、保育所を利用する理由もない子どもが地域の保育所を利用できる基準について定めた条項でございます。

第3項の改正内容でございますが、特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合の基準として、第6条第2項の規定を適用する際の読替規定が定められていなかったため、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園に限る）を特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る）に追加し、また改正前では同号は直前で引用する法第19条第2号を指していますが、本条では同条第1号を指す必要があるため、同号を同条第1項に読み替えるための規定を追加するものでございます。

2ページにお戻り願いまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 就学前のこども園に希望しても入れないという状況は、笠間市内ではないですね。

○坂本委員長 根本由美君。

○根本子ども福祉課長 どうしてもこの施設に入りたいといって1か所の施設だけを希望する方はなかなか難しいところがございますけれども、そのほかの希望を五つぐらいまで挙げていただくのですが、そういう方に対しては施設のほうに入れている状況でございます。

○坂本委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

午前 11 時 27 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、民営化によりさらなる安定的な保育サービスの向上を継続していく方針の下、笠間市ともべ保育所の譲与に伴い、所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、3ページの新旧対照表より御説明申し上げます。

第2条の名称、位置及び定員に関する規定、第7条の延長保育に関する規定及び第9条の広域入所保育料に関する規定について、別表中の笠間市ともべ保育所の項を削除するものでございます。

2ページにお戻り願ひまして、附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第85号 財産の譲与についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 議案第85号 財産の譲与について御説明申し上げます。

本案は、民営化によりさらなる安定的な保育サービスの向上を継続していく方針の下、笠間市ともべ保育所の譲与について、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目として、笠間市ともべ保育所の建物、所在地、種別、数量につきましては、所在地は笠間市平町1759番地1、構造は木造瓦ぶき平屋建て、数量は631.11平方メートルでございます。

二つ目として、譲与の目的は、大成学園ともべ保育園設置のため。

三つ目として、譲与の相手方は、茨城県水戸市五軒町3丁目2番61号、学校法人大成学園でございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは大成学園にお願いすることによって、市は何か得することあるのか。まず、経済。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 経済面では、民間が建物の改修とか行う場合は、国の補助金等を活用して建て替え等ができます。また、移転とかほかの場所に移る場合に、移って新しい建物を建てた場合とかも該当いたします。

民間がやることによって、公設では補助がないですが、民間によって国の補助を受けられるという利点はございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうしますと、旧笠間市で三つある保育所を二つにして、10億円以上のお金をかけて、結局前の施設を壊したり、造ったりやったわけだけれども、今の話を聞くと、あれは大失策だということだね。それで、借りた、建て替えた建物を大成学園に献上

した、ここで保育をやってください。今の話を聞くと、民間でやっている場合は、結局補助金が建て替える場合、移転する場合にも補助金がもらえるんだよ。ただ、公立でやっている場合はそうではないのだよということだから、基本的には公立で保育事業をやると損をするよ、市町村は。でも現実には合併前、旧笠間市に3か所の保育所がそれを、要するに市で合併特例債の一部を使った中で、2か所にして、それで10億円以上のお金をかけて造ったわけだ、新しく。それを大成学園が行っているみたいだけれども、そこにじゃあ、やってくださいよと出したわけ。

今の課長の説明では、旧友部の第一保育所を大成学園にお願いすると、こういうことで結局市がやっていけば建て替えても何でも金がかかると。しかし、民間がやる場合は、大成学園にお願いすれば、例えばあと五、六年たって建て替える場合にも補助金が出ますよ、あるいは家賃を出してやるよ、いずれやってくださいよ、後で地主とお話がつかなければ、別な所に移転して建てるにしても補助金が出ますよ。

じゃあ、以前やったことというのは大失策だ。三つあったやつを二つに場所を替えて、建て替える前に大成学園にでもやってもらう。建て替える大成で、補助金をもらえます。何か私はその場その場で変わっちゃうような気がして、疑念を持つ。以前何やったんだ。本来で言えば、今までの市政のベースから言えば、令和11年までやって建て替えた後、大成学園に、その辺が行政の一貫性が見えない部分があるのですけれども、課長、部長の意見はどうですか。市民に対して。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 笠間地区にございますこども園の件については、平成22年の頃から保育所の施設の検討について協議をしておりました。その中で、公立保育所と公立の幼稚園を一つにしてこども園を公設で設置するという計画案に基づき、建設が始まりました。建設が始まり、平成28年、平成29年それぞれかさまこども園、いなだこども園として、公設のこども園として開園いたしまして、その時期を同じくして平成27年に国のほうで改正がございまして、こども園は公私連携で民間委託ができるという法ができましたので、笠間市もその法に基づきまして、既に開園していたこども園を公私連携により運営するという方針に基づき、今日に至っているところでございます。こども園は公設として建てましたので、まだ返済が残っております。返済が残っている施設を民間に譲与することはできませんので、建物は公で、運営のほうを民間でということ、公私連携として運営しております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 日本の法律がいきなり何の前触れもなく変わらないです。予測できたわけだ、本来。アンテナを高くして、こういうふう将来はなるよ。大体4年、5年計画で進んでいくわけだから。だから、その予測が少し甘かったのかな。いまだに結局は借り入れしたお金は、市で払っているでしょう。家賃をもらっているわけじゃないよね。家賃を

もらっているの。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 土地代はいただいております。借地料として、土地の分の借地料はいただいております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 借地料なんか知れたものだ。建物が何億円も、何十億円もかかっているのを知っているわけだから、だからその辺がちょっと……。現実には、あの建物は何年返済なのですか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 44 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありますか。

村上委員。

○村上寿之委員 大変申し訳ないです。さっき大貫委員から話が出た返済の件、全く何年という予想が分からないと出ましたか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 合併特例債の返済期間として、16年間と認識しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 16年間、そして今、何年目。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 かさまこども園が平成28年から、いなだこども園が平成29年からでございますので、7年から8年は経過しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 これは分かりました。1回前に聞いたかもしれないですけども、違う議員が、これ何でこの譲与を大成学園にしたのかという、その経緯をもう1回聞かせていただきたいのですけれども。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 ともべ保育所の委託先。

○村上寿之委員 議案第85号の財産譲与の委託先が、ともべ保育園の委託先が大成学園になっている、その譲与、その経緯、何で大成学園になったか、説明したことがあったかもしれないですけども、忘れちゃったので、もう1回聞かせてください。すみません。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 昨年度、公開型のプロポーザルの審査会において、外部委員を含

めた委員の方に選定会を開いて、選定いたしました。そのうち、申込みは3社ございました。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 プロポーザルでやったということであれば、それが例えばこういうことではないでしょうけれども、大成学園の単独指名だということがあったのでは、先ほど大貫委員からあったように、何かがあったという疑わしいことが、そういうふうにしちんとしたことがあれば、あとはいろいろ大貫委員からも御指摘あったように、ちゃんと言われたことが分かるように、事前に用意をしながらこういうところに出ていただければ会議も円滑に済むし、大体聞かれるようなことというのは分かるじゃないですか。そういう部分をしっかり、みんなこんな立派な方たちがいるわけですから、頭に収めてここに出席していただきたいなというふうに思うのです。

そういうところを言いたくて、質問させていただきました。円滑な会議を進めていただけるようお願いできればいいなというふうに思うので、よろしく願いいたします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○坂本委員長 次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為の説明をいたします。

8ページの上から7段目を御覧願います。

子育て支援センターは、孤独感や不安感を抱えながら子育てをしている方に対して、地域において子育て親子の交流の場を設置し、子育ての不安緩和や子どもの健やかな育ちを

支援する事業でございます。市内3地区に設置していきまして、笠間地区、友部地区は業務を委託しておりますが、令和6年度からは、岩間地区においても債務負担行為として予算を確保した上で、直営での実施から業務委託へ変更することといたします。予算額につきましては、3年間の委託期間1,860万円で、支援員の人件費が主なものでございます。事業者の選定につきましては、事業が適正に実施できる事業者を公募型のプロポーザルにより選定してまいります。

続きまして、歳入について、事項別明細書により主なものを御説明いたします。

15ページを御覧願います。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第3節児童福祉費負担金マイナス2,130万2,000円のうち、児童手当負担金マイナス2,775万円については、所要額が当初見込みの児童数を下回るため、手当額に対する国の負担金を減額するものでございます。

次に、16ページを御覧願います。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第3節児童福祉費負担金マイナス412万5,000円については、児童手当負担金として対象児童数の減により手当額に対する県の負担金分を減額するものでございます。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

28ページを御覧願います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費・総務費、ページを返していただいて、29ページ中段の第18節負担金補助及び交付金マイナス22万8,000円のうち、放課後児童健全育成事業補助金163万円は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助基準額が改正されたことに伴い、児童クラブに対する補助額を変更するものでございます。

その二つ下の保育対策総合支援事業補助金（保育環境向上事業）マイナス205万8,000円は、保育環境を整備する施設への補助金でございまして、当初に整備を予定していた民間保育施設から修繕に要する物品の入荷時期が未定となり、来年度以降に修繕時期を遅らせたいと申出があったため、減額するものでございます。

30ページを御覧願いまして、第4目児童手当費、第19節扶助費マイナス3,000万円は、児童手当の当初見込み児童数が減ったことに伴いまして、手当額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 全体的に説明の中で、児童手当の件で児童手当が見込みより減ったとい

う話をしていましたけれども、児童手当の児童の子どもたちの数というのは、何を基準にまず最初判断しているのですか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 ゼロ歳から中学3年生までの子どもの数を把握しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それは当然分かります。今、この説明の中で減ってきたと、子どもたちの数が減っていったから国に返すとか、いろいろ児童手当のことでマイナスされている部分はあるのですけれども、何でもこうやってゼロ歳から中学3年生までの市民の数が結局減ってってしまう理由なんていうのは、それは何で減ってしまうのですか、これ。何で減ってしまうのだと、これは子ども福祉課に聞く話じゃないかもしれないけれども、結局この減っていく理由なんていうのは、どこかに親が子どもを連れて違う市町村に行ってしまうから減ってしまうということなのですか、当初の見込みを組んでいた数より。そこを聞きたいのですが。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 転出の数、また出生数が減少していることも原因かと思います。ただ、それだけではなく、当初見込んだときは見込み数なので、実際の数よりは年の途中で不足することのないように予算立てをしておりましたので、その見込みが違っていたということになります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 基本的には見込みだから、少しやはり数を多めに見積もりしたということは、いい言葉じゃないかもしれないけれども、ちょっと多めに見て、結局こういう補正で調整しているというような感じで、それだけ見込んだ数より減ったからお金をお返しするというようなやり方を、結局しているということなのですね。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 そのとおりでございます。

○村上寿之委員 分かりました。オーケーです。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは部長も含めてのお願いなのですが、結局まだ笠間市は条件がいいほうなのです、過疎地から比べても。県北地区なんかひどいわけだから、県央地区、一応工業団地の茨城中央工業団地が、旧友部地区にある中で、もう少し子どもを宝物だという意識を笠間市全部がのみ込んだ上でいろいろな事業に発展させていかないと、結局は笠間市の少子高齢化というのは、本来は行政がしっかりしてれば、人口が増えてもいい地域なのだ。極端な話、一例を言えば。

暫時休憩してもらっていいですか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 11時56分休憩

午前 11時58分再開

○坂本委員長 休憩を取戻し会議を再開します。

ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11時59分休憩

午後 零時00分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、高齢福祉課所管分について、事項別明細書により御説明いたします。

今回の補正予算は、歳出のみでございます。

26ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、27節繰出金605万8,000円のうち、介護保険特別会計繰出金465万円の増額は、給与改定に伴う人件費の増額と、介護保険システムの改修に伴う一般事務費203万5,000円の増額による繰出金でございます。

続きまして、27ページ1行目を御覧願います。

介護サービス特別事業特別会計繰出金8万4,000円の増額は、給与改定に伴う人件費の

増額によるものでございます。

以上で議案第91号の高齢福祉課所管分の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、高齢福祉課が所管いたします、議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ725万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,187万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6 ページを御覧願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）38万3,000円と、5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）19万1,000円と、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）19万1,000円と、4 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金242万4,000円の増額は、給与改定等による人件費の補正に伴う増額でございます。

次に、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目介護保険事業費補助金（システム改修事業）203万5,000円の増額と、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入

金、2節事務費繰入金（システム改修事業分）203万5,000円の増額は、介護事務に関する二つのシステムを改修することに伴い、費用の2分の1相当額を国一般会計からそれぞれ収入するものでございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

7ページを御覧願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料275万円の増額は、介護サービスを提供した事業所に対価として支払われる介護報酬の見直しが3年に一度行われ、令和6年度から介護報酬が改正されることから、それに対応するため、今年度末に介護サービス事業所の指定届に関する情報を管理するシステムを改修するものでございます。

次に、2項徴収費、1節賦課徴収費、12節委託料132万円の増額は、同じく介護報酬の改定に伴い、介護給付費を管理する基幹系介護保険システムを改修するものでございます。

次に、8ページ、3項介護認定審査会費から、9ページ4款地域支援事業費までの各項目の増額は、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

続いて、9ページを御覧願います。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金23万2,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上で議案第94号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、包括支援センターが所管いたします、議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ80万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,280万円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書より御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入71万6,000円の増額は、要支援認定者に対するケアプラン作成件数が増加したことに伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費44万1,000円の増額は、介護予防サービス利用者の増加に伴い、ケアプランを居宅介護支援事業所に委託し、作成するものでございます。

以上で議案第95号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 7ページのパート報酬というのがありますけれども、時給どのぐらいですか。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 1,425円でございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 それを、もっと上げてあげるわけ。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 こちらは、パート職員が次の年に継続して採用いたしますと、3号給ほど上がります。

○坂本委員長 金額はどのぐらい上がるのでしょうかという御質問なのですが。

○久保田地域包括支援センター長 パートの職種ですね。ケアマネジャーでございます。

○坂本委員長 金額は。

○久保田地域包括支援センター長 申し訳ございませんです。

○坂本委員長 1,420円に今度上がるんですね。その前が知りたい感じ。

○坂本委員長 基本というか、1,420円に上がる以前は、今がお幾らで、人によって違うということなのですか。

久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 勤続年数によって違うのですが、今おります者ですと、1,439円だったものが、次年度には1,445円ということで給与のほうが上がっております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 同じページに、ケアマネジャーの委託料、7ページの中段にある委託料というのは何ですか。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 要支援者に対するケアプランを外部の民間の居宅支援事業所に委託してお願いするものですが、その1件につき報酬が支払われます。その報酬のことを指しております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 総額では1,013万1,000円上がるんだな。ケアマネジャーというのは、笠間を担当している人は、何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 地域包括支援センターには、パートを含めまして6人のケアマネジャーがおります。そのほか、主任ケアマネジャーといたしまして、ケアマネジャーをまとめる者が配置されております。あと、居宅介護支援事業所で、総数で見ますと、今大体70名くらいが働いているということで認識しております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 70名で、1,013万1,000円を分けているの。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 この計画収入は、包括支援センターの職員と、あと委託先の居宅介護支援事業所で作った件数の総計に対する報酬になっております。

○坂本委員長 補足していいですか。ケアマネジャー一人一人に報酬が支払われていることではなくて、ケアプランをつくった件数に対して幾らですというのが支払われるということですね。

○大貫千尋委員 暫時休憩して。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後零時13分休憩

午後零時18分再開

○坂本委員長 では、休憩を取戻し会議を再開します。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時19分休憩

午後零時20分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども育成支援センターが所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども育成支援センター長深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、こども育成支援センター所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入について、事項別明細書にて御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

18款寄附金、1項寄附金、5目民生費寄附金、2節社会福祉費寄附金の71万1,000円は、明治安田生命保険相互会社より豊かな地域社会づくりを応援するためにとという思いが込められた同社の社員の募金と、同社からの寄附である私の地元応援募金の寄附金として、笠間市のこどもたちの健全育成のための施策にと頂いたものでございます。

次に、歳出について、事項別明細書にて御説明申し上げます。

27ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、1節報酬の22万円の増のうち、こども育成支援センター所管分は9万円となります。また、3節職員手当等の10万4,000円の増のうち、当センター所管分は1万円となります。これは、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく増額要求となっております。

次に、4節共済費の30万9,000円の減額及び8節旅費の20万円の減額は、支出見込額の確定による減額要求するものでございます。

続きまして、10節需用費の13万円は、当センターが運営します児童発達支援事業所「ま

ろん」の事業継続計画の策定に伴い、災害発生時に必要な物品等を整備、備蓄するための費用でございます。

17節備品購入費の71万3,000円は、歳入でも申し上げました寄附金を財源とし、養育に必要な講義台や大型絵本等を購入する費用としてなっております。これらの教材を生かし、様々な課題を抱えるお子さんたちへの手厚い支援へとつなげてまいりたいと考えております。

以上、こども育成支援センター所管分となります。御審議のほどよろしく願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手により願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時24分休憩

午後零時24分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年課長 保険年金課の町田です。よろしく願いたします。

議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険の被保険者に係る産前産後期

間相当分の国保税について軽減措置を講じるため、国民健康保険税条例において所要の改正を行うものです。

内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

初めに、国民健康保険税の減額について。19条の次に、19条の第2項を加え、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合、納税義務者に対し課税する所得割額及び均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じて減額する内容を定めたものです。

次に、6ページをお開き願います。

第1号では、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額について。第3号では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、ページを返していただきまして、7ページとなります。第5号では、介護納付金課税額の所得割額について、それぞれ本条例第4条の規定により算定しました所得割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち、該当年度に属する月数を乗じて得た額を減じることとするものです。

次に、6ページにお戻り願います。

第2号では、基礎課税額の均等割額について。第4号では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、ページを返していただきまして、7ページとなります。第6号では、介護納付金課税額の均等割額について、それぞれ本条例第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち、当該年度に属する月数に乗じて得た額を減じることとするものです。

次に、出産被保険者に係る届出について。第20条の2の次に、第20条の3を加え、第1項では、出産被保険者に係る届出について、ページを返していただきまして、8ページとなります。第2項では、届出書の届出に当たって添付する書類について、第3項では、届出の期間について、第4項では、届出書を省略できることについて、それぞれ規定をしております。

最後に、4ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の規定は、令和6年1月1日から施行するものです。

なお、適用区分といたしまして、この条例に改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の分に適用し、令和5年度の12月以前分の期間に係るもの及び令和4年度分までのものにつきましては、従前の例によるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。
本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、保険年金課所管分について御説明いたします。

初めに、8ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正につきまして、上から6段目となります。令和6年度高齢者健康診査業務委託費について、令和5年度中に契約事務を進める必要があることから、限度額2,570万4,000円の債務負担行為を設定するものです。

次に、補正内容につきまして、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

18ページをお開き願います。

初めに、歳入となります。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、ページを返していただきまして、19ページ一番上の段、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託金15万9,000円の増額は、給与改定に伴いまして人件費相当分を県広域連合会が歳入するものです。

次に、歳出となります。

25ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを返していただきまして、26ページとなります。27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金132万4,000円の増額は、給与改定に伴い、人件費分を補正するものです。

次に、28ページをお開き願います。

8目後期高齢者医療制度費87万4,000円のうち、保険年金課所管分は給与改定に伴う人件費分として35万4,000円を増額するものです。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員が退席しました。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,730万4,000円とするものです。

次に、4 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為につきましては、令和6年度の特健康診査業務委託について令和5年度中に委託契約事務を進める必要があることから、限度額5,776万1,000円の債務負担行為を設定するものです。

次に、補正内容につきまして、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

初めに、歳入ですが、7 ページをお開き願います。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金132万4,000円の増額は、給与改定に伴う人件費引上げ分を一般会計から事務費分へ繰り入れるものです。

次に、歳出になります。

8 ページを御覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費132万4,000円の増額は、給与改定に伴い

人件費を補正するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

大貫委員が着席しました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページを御覧願ひます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,954万円とするものです。

次に、補正内容につきまして、事項別明細書で御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページをお開き願ひます。

6款諸収入、3項雑入、5目消費税還付金4万1,000円の増額は、後期高齢者の健診業務委託料収入に対する消費税の申告の結果、令和元年度分の還付金を収入するものです。

次に、歳出となります。

7ページをお開き願ひます。

5款1項1目予備費4万1,000円の増額は、歳入歳出間の調整額として計上するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 3 5 分休憩

午後零時 3 5 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 健康医療政策課山本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正になります。

下から2段目、生活習慣病予防健診業務委託と次のがん検診等業務委託でございます。どちらも、来年4月からの業務開始に際しまして、市民周知などの準備期間を確保する必要があることから、債務負担行為を定めるものでございます。期間はそれぞれ令和6年度の1年間で、限度額は生活習慣病予防健診業務委託が565万8,000円、がん検診等業務委託が6,729万円でございます。

ページをおめくりいただき、9ページになります。

1段目、健診予約システム管理等業務委託でございます。これは、年度当初からの予約体制を確立し、受診券などの発送に際して準備期間を確保する必要があることから、債務

負担行為を定めるものでございます。期間は令和6年度から令和8年度までの3年間で、限度額は315万円でございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細書の内容を御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

15ページを御覧願います。

ページの中段になります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額522万1,000円の増は、1節保健衛生費負担金で、令和4年度の未熟児養育医療費の所要額確定による国負担分の2分の1の収入となります。

続きまして、少し下の段になります。同じく、国庫支出金の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額1万9,000円の増は、1節保健衛生費補助金で、出産・子育て応援事業に係る伴走型相談支援のパート報酬額の改定に伴う交付金収入となります。

続きまして、次ページの16ページを御覧ください。

下から2段目になります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正額1万6,000円の増は、1節保健衛生費補助金で、健康増進事業に係る会計年度任用職員のパート報酬額改定に伴う補助金及び出産子育て応援事業に係るパート報酬改定に伴う交付金収入でございます。

続きまして、歳出になります。

31ページを御覧ください。

上段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額131万8,000円の増は、パート報酬など人件費の義務的経費が主なものとなりますので、説明を省略させていただきます。その下、2目予防費補正額387万3,000円の増に関する主なものは、22節償還金利子及び割引料385万7,000円で、令和4年度の風疹第5期抗体検査事業の実績に伴い、疾病予防対策事業費等国庫補助金を返納するものでございます。

続きまして、3目母子衛生費補正額194万円の増の主なものは、12節委託料110万2,000円で、妊婦健診結果データの仕様変更に伴いまして、健康管理システムの改修費用を計上するものでございます。

その下、22節償還金利子及び割引料の80万円につきましては、母子保健衛生費国庫補助金で、令和4年度の産婦健診などの母子保健事業の実績に伴いまして、事業補助金を返納するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、32ページになります。

ページの中段を御覧ください。6目保健センター管理費、補正額97万9,000円の増でございますが、10節需用費の修繕料で、地域医療センター行政棟におけるエアダクト本工事費用を計上するものであります。

以上が健康医療政策課所管分の補正でございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時40分休憩

午後零時40分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、委員会終了後の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長に御一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。それでは、委員長と副委員長で一任させていただくことに決定いたしました。

○坂本委員長 そのほか、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では以上で、教育福祉委員会を閉会させていただきます。

本日は長い間お疲れさまでした。

午後零時42分閉会